後発医薬品の使用促進と、
医薬品の安定供給に向けた取り組みについて

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。

また、現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いており、当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら、当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

施設基準に関する掲示事項
「地域支援・医薬品供給対応体制加算」

令和8年6月1日
医療法人 文佑会 原病院